

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社中央技術コンサルタンツ
- (2) 代表者氏名 代表取締役 本田 俊昭
- (3) 所在地 東京都新宿区西新宿八丁目 5 番 1 号

2 指名停止措置期間 令和 8 年 2 月 3 日から

令和 8 年 5 月 2 日まで (3 カ月)

3 事案の概要

株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長が、気仙沼市が発注した道路設計業務の入札に関し、公契約関係競売等妨害の疑いで、令和 7 年 7 月 21 日に宮城県警察に逮捕された。

4 指名停止措置理由

株式会社中央技術コンサルタンツの使用人が、公契約関係競売等妨害の疑いで、令和 7 年 7 月 21 日に宮城県警察に逮捕されたことは、山口市の契約相手方として不相当であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 20 (競売入札妨害又は談合) により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
一般工事に關し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から 3 カ月以上 24 カ月以内